## 「向日市子ども・子育て会議」について

## 1.「向日市子ども・子育て会議」とは

向日市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」(以下「法」という。) に定められた合議制の機関として、「向日市子ども・子育て会議条例」に基づき、 平成25年11月21日に設置しました。

委員は、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識 経験者など、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った、幅広い関係者によって構成 されています。

なお、任期は2年としており、今回の委員の任期は令和4年10月4日から令和6年10月3日までとなっております。

## 2. 向日市子ども・子育て会議の役割

- ①「向日市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べる こと 【法第77条第1項第3号】
- ②向日市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況 について調査審議 (PDCAサイクルに期待) すること

【法第77条第1項第4号】

③向日市の確認を受けた特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定子ども園)、 及び地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内 保育)の利用定員の設定に関して意見を述べること

【法第77条第1項第1号、第2号】

④その他、向日市の子ども・子育て支援に関する必要な調査及び審議